

令和7年度「海外IT人材交流促進事業」業務委託企画提案仕様書

1 契約名

令和7年度海外IT人材交流促進事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託する業務の目的

県内IT企業（以下「県内企業」という。）の海外向けビジネスの展開や、海外IT企業との連携・協業による新たなビジネスの創出を促進するため、沖縄と海外を結ぶ継続的な人的ネットワークの構築を支援する。

具体的な成果目標として、令和7年度内において本委託業務による県内企業と海外企業とのビジネスマッチング（成約）6件以上を目指す。

4 委託業務の内容

前記3の成果目標の達成に向け、次の業務を実施する。

(1) 海外IT企業経営者層・技術者の県内招聘に関する業務（招へい人数10名以上）

県内IT企業の海外展開促進や海外IT企業との協業を促進するため、海外のIT企業経営者層を招聘し、本県の情報通信関連産業振興の取組の紹介や県内企業経営者との意見交換等を実施するとともに、海外IT技術者を県内企業に招聘し、連携・協業に向けた座学研修やOJT研修等を行う。

① 海外IT企業経営者層招聘

ア 招聘期間：1週間以内

イ 招聘対象企業については、県内企業との連携・協業を希望する海外IT企業とし、県内IT企業のニーズを把握した上で、ビジネスマッチングを行うこと。また、招聘する者は、当該海外IT企業的意思決定に関与し具体的なビジネス展開を進めることが出来る経営者等の意志決定者層とする。

ウ 県内IT企業経営者とのネットワーク構築を図るため、滞在期間中に県内IT企業との商談の機会を設けること。

エ 本県の情報通信関連産業振興施策を周知するため、県内IT関連施設の視察を盛り込んだ計画とすること。

② 海外IT技術者招聘

ア 招聘期間：1ヶ月程度

イ 招聘するIT人材については、海外展開をめざす県内IT企業のニーズ及び海外IT企業との具体的なビジネス連携に向けて必要とされるスキル・技術等を考慮し選考することとし、当該海外IT企業においてブリッジSEの業務を担当する者または協業予定の業務において技術的な総合調整業務を担当する者（本事業活用後に当該業務を担当する予定の者を含む）を対象とすること。

ウ 県内IT企業及び海外IT企業双方のビジネス促進に資する招聘計画とすること。

(2) 県内企業経営者層・技術者の海外派遣に関する業務（派遣人数10名以上）

県内IT企業の海外展開を促進するために、海外との業務連携・協業、海外拠点の確立等を目的とする企業経営者等幹部を派遣するとともに、県内IT企業のブリッジ

SE人材等を海外IT企業へ派遣し、技術連携、業務連携等を行う。

① 県内IT企業経営者層の海外派遣

ア 派遣期間：1週間以内

イ 派遣対象とする企業については、海外におけるビジネス展開計画、海外拠点の確立、海外IT企業との業務連携等、具体的な事業プランを有することとする。
また、派遣対象者は、当該県内IT企業的意思決定に関与し具体的なビジネス展開を進めることが出来る経営者等の意志決定者層とする。

ウ 海外IT企業経営者層とのネットワーク構築に配慮した計画とすること。派遣の形式は集団視察に限定するものではない。

② 県内IT技術者の海外派遣

ア 派遣期間：1週間以内

イ 派遣対象とする企業については、前項①ウの前段と同様とし、派遣対象者については事業効果を考慮し、海外とのビジネスを進める上で実務を担う人材（ブリッジSEまたは技術的な総合調整業務を担当する者）を選考すること。

ウ 受入を行う海外IT企業等とのビジネス促進に資する計画であること。

エ 海外展開を目指す県内IT企業のネットワークを作り、海外展開に関する情報共有や派遣前の事前勉強会等の場を提供すること。

(3) 海外展開を希望する県内企業の掘り起こし

本事業が広く活用されるよう、説明会や企業・団体訪問を行うなど県内参加者の発掘に努めるとともに、県や県内団体が締結したMOU（包括連携協定）を活用するなど海外企業・団体とのネットワーク拡充を図ること。

(4) 広報媒体の作成

事業目的、事業内容が明確・簡潔に伝わるチラシを作成するほか、「ITブリッジ沖縄」サイトへの掲載を行い、広く参加者を募集すること。

(5) 事業終了後のフォローアップ調査

事業終了後のフォローアップや効果を測定（県内企業と海外企業との契約件数、海外へ進出した県内企業数等）し、4ヶ月に1回以上を目安に沖縄県へ報告すること。

(6) 実施体制

本事業を円滑に進めるために、事務局を設置し、事業管理・経理等を行う体制を整えること。

(7) 留意事項

① 本事業のマッチング業務として、多くの企業の参画を促す仕組みを作るとともに、県内および海外IT企業の連携協業のニーズを把握し、双方が求める人材のスキル等をヒアリングしマッチングすること。

② 事業実施に際しては、海外展開に関連する沖縄県の各種施策とも連携し、より効果的・効率的な取組となるよう努めること。

③ 各業務におけるオンラインの活用等、より多くの企業が参加できるような実施方法を検討すること。

④ 派遣について渡航先および滞在先の安全に最大限配慮した計画とし、招聘についても同様とする。

⑤ 令和7年度の本事業が終了した後も継続的な人的交流が図られる計画とすること。

と。

⑥ その他

本業務の趣旨・目的に沿って、成果目標の達成に必要な取組や前記（１）～（６）を補完する効果的・効率的な取組について予算の範囲内で提案すること。

5 成果物

(1) 報告書 1 部及び報告書の電子ファイル（CSV ファイルを含む）を沖縄県に納品すること。

(2) 沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

② PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※ 成果物に係る著作権人格権を行使しないこと。

※ 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

6 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

契約金額の 50% を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲
契約金額の50%を超えない業務
その他、県が再委託により履行することができる と決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲
資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計
その他、県が簡易と決定した業務

7 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（商工労働部 IT イノベーション推進課）と協議すること。